

令和 7 年 9 月

第 4 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 7 年 9 月 第 4 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 6 8 号	令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）
議第 6 9 号	令和 7 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 0 号	令和 7 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 1 号	令和 7 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 2 号	令和 7 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 3 号	令和 7 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 7 4 号	令和 7 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 7 5 号	令和 6 年度 人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 7 6 号	令和 6 年度 人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 7 7 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 8 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 9 号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 0 号	人吉市大塚緊急避難施設条例の制定について
議第 8 1 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 2 号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 3 号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 4 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

報第 7 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告について

議第 7 7 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 8 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 9 号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 0 号	人吉市大塚緊急避難施設条例の制定について
議第 8 1 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 2 号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 3 号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 7 7 号

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 5 条の 3」を「第 1 5 条の 4」に改める。

第 1 5 条の 4 を第 1 5 条の 5 とする。

第 1 5 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 5 条の 4 とし、第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 5 条の 3 任命権者は、人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）第 2 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 人吉市職員の育児休業等に関する条例第 2 3 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象

職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 8 号

人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 1 9 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 2 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 0 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第22条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の人吉市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 9 号

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

人吉市手数料条例（平成 1 2 年人吉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（手数料の免除）

第 5 条 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないものについては、手数料を徴収しない。

2 市長は、次に掲げるものについて、手数料を免除することができる。

- (1) 天災について罹災者から請求があったとき。
- (2) 官公署から請求があったとき。
- (3) 公用で使用するとき。
- (4) 前 3 号に規定するもののほか、別に市長が定めるもの

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

手数料を免除する規定を見直すため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 0 号

人吉市大塚緊急避難施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、人吉市大塚地区における緊急時の避難施設として市民の安全を確保し、地域のコミュニティの形成及び福祉の向上を推進するため、人吉市大塚緊急避難施設（以下「避難施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 避難施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 人吉市大塚緊急避難施設
- (2) 位置 人吉市西大塚町 3 1 7 5 番地 1

(使用の許可)

第 3 条 避難施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、災害の発生時又は発生のおそれがある場合の避難場所に供する場合は、この限りでない。

2 市長は、許可の際に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の制限等)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を行わず、又は取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 公益上又は管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消しによって生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第 5 条 避難施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、許可を受ける際に別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由のため使用ができないとき。

(2) 公用又は公益のため使用許可を取り消したとき。

(3) 使用日の５日前までに、使用の取消し又は変更を求める申出があったとき。

(使用料の減免)

第６条 使用料は、市長が公益上必要と認めるときは、前条第１項に規定する使用料を減額又は免除することができる。

(損害の賠償)

第７条 使用者は、使用中その責めによって避難施設の建物又は設備を損壊し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第８条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

使用料（１時間につき）	冷暖房料（１台当たり１時間につき）
２２０円	２２０円

(提案理由)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、人吉市大塚緊急避難施設の設置及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 8 1 号

人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市印鑑条例（昭和 5 3 年人吉市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条（見出しを含む。）中「再交付」を「引換交付」に改める。

第 1 3 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「個人番号カード」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「、登録証」の次に「（前項の場合にあっては、個人番号カード）」を加え、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード」という。）を添えて自ら交付を申請した場合には、前項の規定による登録証を添えることに代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明書の交付申請において個人番号カードを添えて申請することができる規定の追加その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 2 号

人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を
改正する条例

人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成 2 4 年
人吉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「、不燃ごみ及び資源ごみ」を「及び不燃ごみ」に改める。
別表第 1 中資源ごみの部を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料から適用し、同日前に徴収する一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

資源ごみのごみ処理手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 3 号

人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 8 4 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

岡 本 麻 美

令和 7 年 9 月 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 岡本 麻美 令和 7 年 9 月 3 0 日 任期満了
- 2 岡本 麻美の略歴

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意が必要である。

報第7号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第9号 損害の賠償について
（令和7年7月1日専決）

令和7年9月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
80,190 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。